

稻作農業と青年の教育

— 南郷町農協組合員学校の成立 —

横山 敏・武田 共治

序

信濃生産大学をはじめとする60年代の農民教育実践の経験に学びながら、70年代に至って庄内労農大学や別海労農学習運動にみられるような労農学習運動の先進的実践が各地に展開されるようになった。そして、農民と労働者をはじめとする地域住民諸階層が協力しておこなわれる労農学習運動のような教育実践の形態は、必然的にそれにともなった新たな水準での教育の内容編成と方法を創造することになった。農村地域住民諸階層が共同して担う学習運動とそれにともなう教育内容・方法を地域社会に根づかせること、それが今日における農村地域教育実践の課題とされている。この課題にこたえる意味で、農村地域教育論ないし農民教育論に求められつつあるものは、変容しつつある農村地域住民の生活の現実と生活課題にこたえるという教育的価値に視座を据えて、現存する実践に学びつつ、いかに科学的・体系的な教育実践の理論を構築するかにあるといえよう。

われわれは、この理論的課題の一端を解明すべく、宮城県における水稻単作地帯、大崎平野の東南端に位置する遠田郡南郷町に1977年4月より開校された南郷町農協組合員学校を対象として調査研究をおこなってきた。この学校は、今日、先進的実践としてとりあげられている学習運動の形態である労農学習運動の路線そのものを明確に歩むものではなく、農協の主催という点からも知られるように、地域の農民を対象としたものである。そこに、南郷町における地域教育実践の相対的立ち遅れを指摘することは比較的容易であろう。しかし、今日、一般に、若干の例外を除いて農村地域における学習活動

は、労農学習運動の形態での教育実践を農村諸地域に深く根づかせているとは必ずしもいえない現状にあると思われる。そうであるとするならば、問題は、いま労農学習運動の形態で学習活動がおこなわれていない大多数の農村社会における生活と教育の実践がいかなる蓄積の水準をもち、何を孕みつつ営まれているかにあり、その営みに対してこれから教育の力がいかに発揮される現実的 possibility があるか、いかに働きかけられるべきかという点にあるといえよう。本稿においては、その点を解明する手がかりの一端を対象地である南郷町の実践のなかからつかみとることがめざされているのである。

われわれは、いちおう次のような方法的枠組に依拠して、この地域における農民教育実践の蓄積、その実践の現段階における動態、そして、その実践の今後における現実的 possibility を解明しようとした。

第一に、対象地域における農業生産の現実、なかでも農業生産力の形成を担い、地域における農業生産と生活の諸困難、諸矛盾を集中的に表現し、農民の生活と生産の営まれる基礎単位の一つとしての生産組織に焦点を合わせ、それとのかかわりにおいて教育実践を認識している。そのさい、生産組織における活動それ自身に含まれる教育的機能、生産組織が教育実践に求める学習課題、教育実践それ自身の内的メカニズムの分析が基本とされ、それら相互の媒介関係が分析の対象とされることになる。

第二に、農村地域社会における農業をめぐる矛盾、地域に現実に生起する諸問題を学習の課題に転化するさいの掘り下げ、自覚化のありかたに地域の教育力の水準を見いだし、その力が地域の矛盾や教育実践のなかで鍛えあがられる

姿、自覚化の契機を解明することをめざしている。その解明をなすために、〈農業生産における矛盾のあらわれ〉—〈教育目標における内的矛盾〉—〈教育内容・方法・組織化の矛盾〉における相互の交絡関係の分析を基礎視座とし、教育実践内部における矛盾を克服する手がかりの所在を明確にすることをめざしている。

われわれは、そのような方法的枠組をもとにして、組合員学校の成立の契機としての教育実践の蓄積、学校における教育目標、およびその目標に規定される教育内容編成、方法、組織化にかんする考察をおこないたい。

第一節 農民教育実践の蓄積と組合員学校の成立

南郷町農協組合員学校が成立に至る背景には、地域における教育実践の長期にわたる蓄積がある。われわれのここではたそうとする課題は、第一に、学校が地域教育実践の蓄積に制約されて成立する様態を具体的に示すこと、第二に、地域の教育力の集中的発動の局面としての学校の成立にさいしての直接的契機を考察することにある。

1. 農地改革期における民主化と農民教育実践

組合員学校の成立の背景とのかかわりで南郷

町における農民教育実践の蓄積を考察するうえで、戦後の実践の過程がとりわけたいせつであると思われる。そこで、ここでは、いちおう、戦後の段階区分を、(1)農地改革と農村民主化の段階、(2)1950年代後半からの高度成長のもとでの農基法農政に対応する段階、(3)60年代末から70年代の今日に至る総合農政に対応する現段階の三段階に区分する。この三つの段階のうち、まえの二つの段階について検討し、現段階については次節でふれることにする。

戦前まで、南郷村には「地主の村」といわれるほど広範な地主的土地所有が存在した(表1、表2、表3、表4)(1)。そのため、南郷における農地改革は、この地域に急激な変革作用をおよぼしつつ推進された。すなわち、それは、地主的土地所有から農民の所有する自作地の創設という土地所有関係の激変にとどまることなく、ここでは改革期の民主化をかかげる農民運動を典型的に展開させることになった。

われわれの知りうる若干の活動を改革期における〈農民の自己形成〉という視角から、学校の成立とのかわりでとりわけ農協の教育実践および社会教育実践に焦点をあてて、とりあげてみよう。

戦後まもなく、南郷では農民組合をはじめとする農民諸組織が結成され、活動を開始することになる。それらの諸組織の担った活動の性格を端的に示すものとして農協組合長公選制があげられる。これは、「非農民的利害」の排除をうたった農協法の理念を組合長の選考方法にまでつらぬいた稀な例であろう。地主的支配の強固であったこの村における農民の経験と戦後の改革のなかでつ

表1 南郷村自作小作別耕地面積の推移

	昭和4年(1929)	昭和20年(1945)	昭和25年(1950)
総 数	3026.3 (100.0)	2953.9 (100.0)	2951.7 (100.0)
自 作 地	556.0 (18.4)	773.6 (26.2)	2840.9 (96.2)
小 作 地	2470.3 (81.6)	2180.3 (73.8)	110.8 (3.8)

(注)『南郷町農業協同組合二十年史』による

表2 南郷村所有規模別農家戸数(昭和14年)

	非所有 未 満 上 以 上	1反歩 以上	1反歩 以上	5反歩 以上	1町歩 以上	3町歩 以上	6町歩 以上	10町歩 以上	50町歩 以上	100町歩 以上	総戸数
田	695戸	36	85	74	87	27	19	26	6	4	1,059
畠	694戸	128	153	45	28	4	5	2	—	—	1,059

(注) 安孫子麟「明治期における地主経営の展開」による

表3 50町歩以上の地主 9戸

大字	氏名	大正四年			昭和十七年		
		田(町)	畠(町)	計(町)	田(町)	畠(町)	計(町)
大柳	野田 真一	312.4.1.26	24.8.4.01	337.2.5.27	334.1.3.03	22.4.8.25	356.6.1.28
二郷	伊藤 衛	199.3.2.24	10.1.7.19	209.5.0.13	259.6.1.23	7.1.5.09	266.7.7.02
練牛	鈴木 立夫	70.2.4.01	13.2.0.28	83.4.429	210.2.7.04	8.4.0.15	218.6.7.19
大柳	佐々木 健太郎	101.7.8.17	6.3.9.18	108.1.8.05	184.4.2.09	7.7.2.29	192.1.5.08
大柳	野田 仁	23.3.8.04	1.2.3.01	24.6.1.05	82.5.5.25	6.8.2.29	89.3.8.24
木間塚	上野 恭	69.6.5.07	6.9.8.05	76.6.3.12	75.9.9.00	4.6.8.17	80.6.7.17
砂山	安住 耕藏	61.3.5.27	6.7.3.25	68.0.9.22	60.5.1.13	3.3.0.20	63.8.2.03
福ヶ袋	松岡 邦	61.4.3.17	6.0.1.08	67.4.4.25	51.8.7.01	3.0.4.15	54.9.1.16
二郷	海上 宗一郎	31.5.2.10	1.4.9.27	33.0.2.07	49.5.6.02	1.1.5.18	50.7.1.20

(注) 安孫子氏前掲論文による

表4 改革前後の自作小作別×経営規模(町) 別農家戸数

		総数	0~0.5	0.5~1	1~2	2~3	3~5	5~10	一戸あたり 経営面積
昭和 14年	総戸数	1,059	168	154	311	119	211	16	1.8町
	自作	104	44	20	8	11	18	3	1.1
	自小作	286	5	11	47	74	137	12	3.0
	小作	669	119	123	256	114	56	1	1.5
昭和 25年	総戸数	1,223	147	190	374	337	174	1	1.8
	自作	858	88	133	241	250	145	1	1.9
	自小作	311	28	45	123	86	29	—	1.7
	小作	24	5	9	9	1	—	—	1.0
	小作	30	26	3	1	—	—	—	0.4

(注) 安孫子氏前掲論文による

くりだされた農民の創意、自治の担い手としての意識の高まりがこのように制度化されたとみることができよう。組合長公選制は、その後、県内の他の農協がすべて組合長公選制を廃止するなかで、55年に至るまで農民たちの意思によって維持されることになる。

当時、青年たちは、創設された農民組合青年部を中心に学習活動に熱心にとりくんでいる。その先頭に立っていたのが、日農南郷支部の創設者、小川俊雄氏である。「小川君は、……南郷村民文化の部隊長兼先兵であった。文字通り、口角泡を飛ばして、農民の人間解放を説き、農村の奴隸道徳からの脱却を叫び、民主化への努力をした。……学習の場になったのが小川君の物置の二階である。部員三十名程が芋の

子洗いさながらに、春夏秋冬殆んど毎晩のように集っては、討論をやった。」(2)喧嘩同様の討論をしていたということである。当時の学習は、戦中派を中心に組織された「振興会」の思想との闘争で勝つこと、謂わばそのために理論武装が必要でみんな集って討論していたというものであった。「理論武装のためには武器が欲しい。本当のことが書いてある本が必要だ。」という立場から、農協の指導予算から図書費を出させようと活動をはじめる。約一年間の交渉のなかから49年の「農協文庫」の設立に結実し、図書の選択も青年たちに一任されることになる。ここに、われわれは、今日の文庫づくり、図書館づくりの原点をなすような活動を見出すことができる。事実、この農協文庫は、51年に

公民館に管理を移され、公民館図書室に発展することになる。地域社会の民主化、その担い手の形成のための文庫づくりという生々とした主体形成の営みに対する保障を求める活動がこうして実践されたのである。

青年の集団を先駆的集団としつつ、この地域では改革完了以降も民主化活動が継承されていく。たとえば、農協青年部は、53年に発足するが、この青年部自体、地域の青年たちの同志的な連合体として青年会や日農青年部をふくんだ自主的青年集団のリーダーシップのもとに組織されたのである。

その後、路線のちがいをめぐって、53年～55年の時期に日農支部をはじめ革新勢力が分裂するなどの複雑な経過と活動の停滞がみられる。ここには、農民運動が「戦前からの土地闘争を前面にかかげておおきく前進したが、農民および農業のおおきな性格変化をつかみきれず、土地をえた農民の小生産者としての積極的営農意欲を、政治変革のエネルギーまで高めえなかつた」⁽³⁾ という指摘にみられるような50年代の状況が南郷町にも具体的にあらわれていたのだということができるよう。かかる運動の低迷の背後には、50年を画期に復活した独占資本とその政府が展開した低米価・低賃金政策の下での食糧増産の基本路線があった。不完全燃焼の過剰労働力をかかえた自作地所持者たちの農家経済の解体傾向のなかで、規模拡大をつうじて農家経済の維持をはからうとする志向をそのような農政がつつみ込んでいったといえる。「創設自作農民」にとって、「不完全燃焼の労働力を完全燃焼して農業所得を増大させるために、耕地の拡大こそが第一の要請となってくる。このいわば<土地不足>の論理がかれらの経営と生活をつらぬきとおすなかで、<働くのはタダだ><一切のみのりの源泉は土地だ>という自家労働評価の欠陥が存続し、また、家父長制的な家の秩序が維持されたのである。」⁽⁴⁾

南郷町では、その時期に農民の生産意欲の高まりにささえられて、青年の学習活動が活発に展開されている。一方では、農事改良クラブや

農協青年部を主体に經營維持に直接むすびつく実利的な生産技術中心の学習がつみかさねられる。他方、各部落青年会と40年代後半に組織された南郷町青年団体連絡協議会（青年会の連合体）や南郷町の農村青年と東京の都市青年とをむすぶ読書と生活記録の集団「広場の会」などの青年集団が形成され、そこでは、農村に残存する旧意識・旧秩序の批判、次三男問題から砂川基地闘争、原水禁運動に至るまでの討議や活動が展開されていた。社会教育行政が学習の内容を生産技術に限定し、青年自身が学習課題を見定めることに障害をつくりだしつつあった全国的な状況のなかで、南郷町公民館はそうした青年の活動を積極的に支持した。

しかし、地域民主化運動の停滞傾向とあいまって、それらの学習活動の内的な矛盾が次第にあきらかになっていく。当時、全国的にみられた「生産学習か政治学習か」という二者選択的な意識上の分裂は、農業経営の規模拡大をめざす層と零細な経営の矛盾は政治変革なしには改善されえないから政治活動に重点をおくべきだというグループとの対立にうらうちされていた。⁽⁵⁾ しかも、全体として、後継者は、技術や経営合理化のための学習活動に吸収されていく。当時の南郷町の公民館主事は、「実践活動を唱え続けておりながら実があがらず、その果ては長令者が極く曖昧な言葉のもとに退会してしまう事実」を指摘し、「二十三歳以上の人々をみると……特に農協青年部と農事改良クラブへの加入者」が多いのに比べて、「実際的価値（青年活動はこれのみではないが）なき活動」が青年会の魅力を失わせている現状を嘆いている。⁽⁶⁾

この段階で、次三男の青年たちを主体とし、地域の民主化を志向する青年会をはじめとする学習集団は、残存する村の旧秩序や家父長制的な家の秩序、次三男や嫁へのそのしわよせなどを積極的に学習のテーマとしてとりあげた。しかし、それらの学習集団においては、家父長制的な家の秩序や村の旧秩序のひきおこす、例えば、次三男や嫁の問題がそれ自体の基底として

の独占資本主義の低米価、低賃金、生産手段をとおしての収奪などの農業政策に起因することを自覚化させる学習内容の編成と学習方法の構築にまでは至っていなかった。農家経済の解体傾向のもとで、二・三男や嫁を中心とする人々に対して加えられた家や村の重圧、地位の不安定性、無償労働性に対する批判は、いくつかの集団における優れた実践を除いて、背後の政治・経済のしくみに対する深い認識には及ばず、青年たちの意識と活動に停滞がみえはじめる事になる。したがって、この段階での政治学習における内的矛盾は、第一に、生産学習にもとづく経営維持という基本的生活課題との結合の弱さ、第二に、村の内部から容易に抜け出すことのできなかった視野の狭さを基盤にしていたといえよう。

2. 高度成長期における生産組織の編成と教育実践

1961年の農基法制定とそれにもとづく構造政策は、下層の農民をきりする方向での零細農業経営の再編成をつうじて、一部の上層農による農業の「合理化」をはかり、低価格の農産物を確保すること、および低賃金労働力を農村から吸出することをめざした。そして、その政策の進行のなかで、農産物の低価格を維持すると同時に、農業生産手段と耐久消費財をはじめとする消費手段を農家のなかに大量にも込み、流通過程をつうじて農家の経営費と家計費を著しく上昇させた。

南郷町においても、年雇をはじめとする雇用労働力、および家族労働力が急速に農外に流出し、他産業従事者との所得格差があきらかとなるなかで、農業経営自体の動搖が現われていた(表5、表6、表7)。そのなかで、上層においては家族労働の負担がおおきくなり、下層においても主婦労働力に農業労働を依存する傾向を強めていった(表8)。

南郷町では、トラクターやバイインダーの共同利用をおこなう機械化作業集団づくりを展望しつつ、63年に水稻圃地栽培(集団栽培の一形態)が地区ごとに始められる。

表5 南郷町における年雇数の推移

	1950	1960	1970	1975
雇い入れ農家数	78	87	4	0
年雇数	91	97	5	0

(注) 各年度センサスより集計

表6 兼業種類別農家戸数の変化

	自営 兼業	やとわれ兼業			
		計	恒常的兼業	出かせ人	夫日雇
第一種 兼業	1960年	80	257	161	12 84
	65	47	632	152	59 421
	70	63	719	142	14 563
	75	54	612	146	4 462
第二種 兼業	1960	81	142	108	3 30
	65	83	270	164	18 88
	70	88	315	204	14 97
	75	104	464	315	8 141
合計	1960	161	399	269	15 114
	65	130	902	316	77 509
	70	151	1034	346	28 660
	75	158	1076	461	12 603

(注) 各年度センサスより集計

表7 産業別就業者数の推移

年度	第一次産業 %	第二次産業 %	第三次産業 %
1955	3529人 80.7	197 4.5	648 14.8
60	3310 76.3	293 6.7	733 17.0
65	2930 71.2	360 8.8	823 20.0
70	2576 61.4	659 15.7	962 22.9
75	2240 54.3	759 18.4	1111 27.3

(注) 国勢調査による

表8 農家人口の推移(南郷町)

	農業にのみ従事		農業に主に従事		兼業に主に従事		兼業にのみ従事	
	男	女	男	女	男	女	男	女
1960	1237	1316	120	15	208	49	195	101
65	—	—	—	—	—	—	—	—
70	536	1252	689	155	538	186	253	204
75	354	961	515	233	892	299	307	287

(注) 1960年 センサスによる
70年 センサス農家調査農業集落別一覧表による
75年 農家調査結果表による

この集団栽培組織（団地栽培組合）は、構造政策のもとで農基農政に対する期待と規模拡大の夢が挫折するなかで開始され、農民自身が話し合いによって作業をすすめてゆくこと（協定栽培）を集団栽培の基軸に据えた。その集団栽培方式は、農協主導でライスセンターを設置し、そこに大型機械化の技術体系を直ちに導入するため耕地の団地化をおこなうという構想とははじめから異質のものであった。⁽⁸⁾ 個別農家経営を基軸に、労働力の完全燃焼と土地の高度利用という視角にたち、しかも、農家の自主性をもとに「無理をせず」生産力を發揮させること、そのため集団栽培の力量を形成してゆくという基本路線であった。⁽⁹⁾ その立場から、「水利と土質を同じくする水田の一区画を耕作する農民達がそこに一つの集団地を設定し、稲の品種統一、施肥用水管理、病虫害防除など、稲作の基幹技術を統一し、それに関連する一部の作業を協同で実践する栽培方式」⁽¹⁰⁾ がとられ、作業時期や方法についても団地ごとに討論と学習をもとにして年間計画をきめることになる。しかも、協定作業以外は、計画にもとづいて個別農家がおこなうことを基本にしている。ここには、地域の農業の生産力主体の意思を基軸に、そこに出発点をおく集団栽培の方式があるといえよう。団地栽培組合の内部には、トラクター、バインダーの利用を中心数戸ごとの作業集団が生まれつつあったが、それも各々の農家経営における自主性をもとにした「農民的立場」からの道が尊重されたのである。

団地栽培組合の運営のなかには、当然に、一定の教育的機能が含まれており、各々の土壤に合った作目の選定、施肥・用水管理、共同防除、そして団地に合った作業時期などについて相互の知識と技能を伝え合う学習がなされていた。毎年、宮城県農業試験場や農業改良普及所の協力をえての栽培技術講習会も団裁の一環としておこなわれていた。行政、農協その他の団地栽培の指導者たちも農職連（南郷町農業関係団体連絡協議会）をつくり、農業委員会、町産業課、公民館、農協経済課、共済組合、土地改

良区が各団体の職務の枠をこえて計画づくりの討議を重ね、必要な場合には、研究者集団の協力もうけている。団裁は、このように、指導者と農家をつなぎ、地域全体で取り組んだ、大規模な学習と生産の実践であったといえよう。

この時期に、青年達は、「百姓クラブ」を組織し、経営規模や農業所得の大小を問わず、農業に熱意をもつ青年達の技術と経営問題の学習を積みあげている。公民館は、農協と協力して、山形県庄内の学習集団（例えば、庄内農村問題研究会「稻蕪会」）等との交流を毎年おこない、相互に教訓を学び合っている。公民館では、東北大学の農業問題研究者を講師として、65年には「農業経済学」、66年には「水利問題と圃場整備」をテーマに冬期成人学級を開講し、農協もこの企画に全面的な協力をおこなっている。67年には農協青年部主催で農業問題研究会議夏期移動大学を開催し、研究者とともに地域の農民が複合経営や稲作経営の諸問題について研究報告をおこなっている（図1）。

図1 農業問題研究会議夏期移動大学（1967年）

第1日目（7月21日）

開校式

「食糧問題と農協の役割」

東京大学 大内力

「南郷町における農業の現状と将来」

町長 上野 恭

「南郷町農協の現状と問題点」

農協組合長 木村 仁

討論会

司会 東北大学馬場昭

まとめ

東京農工大学 大谷省三

分科会

（参加者 約300名）

（注）『南郷町農協二十年史』による

第2日目（7月22日）

「稲作技術問題」

東北大学 岡島秀夫

「経営問題」

東京大学 金沢夏樹
「南郷町における稲作の現況と問題点」
発表者 地元専業農家 鈴木 亀
「南郷町における複合経営の実際と問題」
発表者 地元専業農家 笠松 清
討論会
司会 東北大学 吉田寛一
宮城県農試 大原一郎
総括
閉会の挨拶 鶴田知也
主催 農協青年部

この段階での南郷町における農民教育実践の特徴は、次のように整理することができよう。

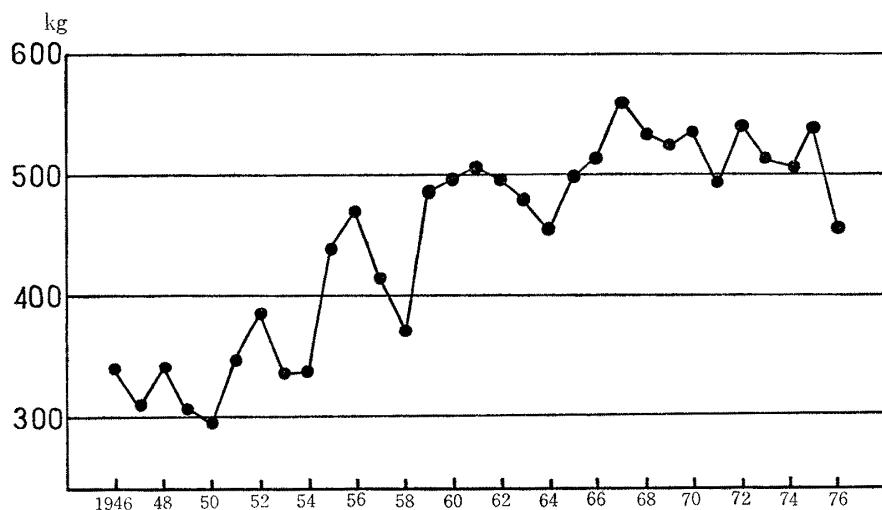
第一に、農協の「農民的立場」に立つ姿勢のなかでの協同組合教育の路線と公民館をはじめとする社会教育職員の農業問題を重視する姿勢とが提携しあう教育実践が推進されていることである。しかも、農民と農協、農民と社会教育職員の結合を強める一翼として、大学、農業試験場をはじめとする研究者、技術者の役割が極めて大きかった。

第二に、生産学習と政治学習の統一がいちおう達成されたことが指摘できる。50年代の学習

活動は、生活記録集団や青年会における先駆的な実践を生みだしつつも、いくつかの例を除いて村の内部をこえた幅広い視野から地域の農業、農家の問題を把握することができなかつた。そのため、政治・経済の変革の志向を技術や、経営における意欲と結合させて捉えることができず、学習活動の停滞の一因となつた。それに対して、この段階では、政治学習と生産学習を統一し、しかも、具体的に農村と農業経営の現実を科学的理論と結合する姿勢を強めつつあつた。政治学習と生産学習との分裂という前段階での学習内容編成上の矛盾は、基本的に克服されたのである。

この段階において生産学習が政治・経済の学習を含んだ内容にまで高まりえた背後には、団地栽培の力で水稻反収を500kg台ににのせつても、その後反収の停滞がみられ、複合経営における養豚や養鶏などの畜産部門も困難に陥り、農産物全般の低価格水準のもとで経営と家計とが困難に陥っていた実態があつた（図2、表9、表10）。かかる状況の下で、トラクター、バインダーをはじめとする農業機械の普及が進み、兼業化の拡がりと深まりがみられ、労働力の農外への流出が激しく進行した状況がある（表8、表11、表12）。そこでは、もはや、家と村、経営と技術の狭い枠内にのみ問題を見い出す根拠はうすれていた。しかも、下層農の子弟を中心とするプロレタリア化、上層農における自家労働評価のたかまると経営費上昇のなかで、上層農も含めて農家経済における諸困難が立ちはだかっていた。ここに、学習課題の視野を拡げつつ、構造改善事業にどう対応し、価格問題での認識を深めつつ、同時に、生産学習に励んでゆく物質的な基礎があつ

図2 南郷町における水稻反収の推移



(注) 町役場資料による

表9 南郷町における階層別収入構成（昭和44年）

	粗 収 入（単位：万円）				所 得（単位：万円）			
	稻作	畜産	兼業	合計	稻作	畜産	兼業	合計
0.1~0.5 ha	44	2	49	96	26	1	49	76
0.5~1.0	53	6	36	95	32	4	36	72
1.0~1.5	74	6	28	108	44	4	28	76
1.5~2.0	110	16	21	147	66	10	21	97
2.0~2.5	146	14	16	176	88	8	16	112
2.5~3.0	174	18	16	208	104	11	16	131
3.0~4.0	212	29	29	270	127	17	29	173
4.0~	199	17	34	250	119	10	34	153
平 均	101	10	29	140	61	6	29	96

(注) 昭和44年 農協アンケート調査による

表10 飼養家畜数（戸数）の推移

	乳牛	役肉用牛	豚	にわとり
1960年	115頭(一戸)	527頭(一)	1,500頭(一)	15,869頭(一)
65	91 (46)	557 (490)	1,932 (549)	26,147 (一)
70	149 (56)	649 (407)	4,265 (412)	30,751 (610)
75	133 (26)	1,004 (328)	5,538 (314)	14,238 (351)

(注) 各年度センサスより集計

表11 南郷町の専兼別農家戸数の変化

年 度	総 数 戸 (%)	専 業	兼 業		
			小 計	一 兼	二 兼
1950年	1,223 (100)	910 (74.4)	313(25.6)	178 (14.6)	135 (11.0)
55	1,251 (100)	802 (64.1)	449(35.9)	281 (22.5)	168 (13.4)
60	1,299 (100)	734 (56.5)	565(43.5)	337 (25.9)	228 (17.6)
65	1,312 (100)	346 (26.4)	966(73.6)	625 (47.6)	341 (26.0)
70	1,304 (100)	119 (9.1)	1,185(90.9)	782 (60.0)	403 (30.9)
75	1,298 (100)	64 (4.9)	1,234(95.1)	666 (51.3)	568 (43.8)

(注) 各年度センサスによる

たといえよう。

しかし、第三に、学習内容における未解決の課題をも指摘せざるをえない。農政や農業経済の動向とこの地域の農業問題を学習課題としたとはいえ、兼業化傾向を深めつつある農家および地域の労働者の生活課題についての認識を深め、地域生活の課題を学習課題とするところで学習内容を深化させえなかつた。政治・経済の学習とはいえ、学習内容のおよぶ範囲は農業

部門の内部にとどまっていたのである。その点は、後の学習活動に未解決の課題として残されることになる。

3. 学校成立の直接的契機

組合員学校の成立に指導的役割をはたしたのは、南郷町農協組合長駒口盛氏はじめ農協指導部の人々、および、農協労組書記長盛岡宗雄氏、農協青年部長佐々木千新氏（農民組合の指導者でもある）のような若い人々であった。とくに駒口氏は、この学校の設立に非常に熱心に取り組んでいるが、その背景にはすでに述べたような長期にわたる農民教育実践の蓄積があったのである。そうした力の蓄積が謂わばフルに活用されて、学校づくりの準備がなされることになる。

学校成立の直接的契機の第一として、茨城県玉川農協における教育実践の影響をあげることができる。「北海道農業農協問題懇話会」の機関誌に玉川農協に

おける農民教育実践について小松崎氏（玉川農協組合長）の報告がなされ、その資料が南郷町農協に送られたのが大きな刺激となっている。玉川農協は、前組合長山口一門氏の指導のもとに民主的な農協建設を進めてきたことでひろく知られている。この農協の協同組合としての民主的活動それ自身のなかに農民の自己形成の機能を含んでいること、なかでも、74年11月から二度にわたって、玉川農協組合員学校が開かれ

表12 農業機械(1669年)

	耕耘機			トラクター			バインダー (コンバイン)			農用自動車		
	合計	私有	共有	合計	私有	共有	合計	私有	共有	合計	私有	共有
0.1~0.5 ha	7	3	4	0	0	0	0	0	0	5	5	0
0.5~1.0	34	23	11	5	0	5	4	0	4	15	14	1
1.0~1.5	87	67	20	13	4	9	11	6	5	25	24	1
1.5~2.0	137	106	31	24	11	13	26	8	18	44	41	3
2.0~2.5	175	134	41	44	17	27	56	28	28	73	71	2
2.5~3.0	107	95	12	40	23	17	54	28	26	66	63	3
3.0~4.0	68	59	9	42	22	20	53	24	29	48	43	5
4.0~	12	10	2	3	1	2	10	7	3	10	10	0
合 計	627	497	130	171	78	93	214	101	113	286	271	13
0.1~0.5 ha	2.4	1.0	1.4	0	0	0	0	0	0	1.7	1.7	0
0.5~1.0	15.1	10.2	4.9	2.2	0	2.2	1.8	0	1.8	6.7	6.2	0.4
1.0~1.5	49.7	38.3	11.4	7.4	2.3	5.1	6.3	3.4	2.9	14.3	13.7	0.6
1.5~2.0	77.4	59.9	17.5	13.6	6.2	7.3	14.7	4.5	10.2	24.9	23.2	1.7
2.0~2.5	85.8	65.7	20.1	21.6	8.3	13.2	27.5	13.7	13.7	35.8	34.8	1.0
2.5~3.0	74.3	66.0	8.3	27.8	16.0	11.8	37.5	18.8	18.1	45.8	43.8	2.1
3.0~4.0	77.3	67.1	10.2	47.7	25.0	22.7	60.2	27.3	33.0	54.6	48.9	5.7
4.0~	85.7	71.4	14.3	21.4	7.1	14.3	71.4	50.0	21.4	71.4	71.4	0
平 均	47.4	37.6	9.8	12.9	5.9	7.0	16.2	7.6	8.5	21.6	20.5	1.0

(注) 1. 上段の単位は戸

2. 下段の単位は% 一階層別の所有農家割合を示す。

昭和44年南郷農協アンケート調査より集計

ていることは、南郷町農協の指導者たちの心を深くとらえたにちがいない。(11)

第二に、63年以来、10余年にわたって続けられた水稻団地栽培の「発展的解消」がなされたことがあげられよう。団地栽培の実践は、その組織的活動自体に農業生産にかかわる最も基本的な教育的機能をはたしてきた。しかし、この団地栽培組合における協定栽培が次節でみるような地域社会の変容のなかで次第に困難となるにしたがって、青年が集団栽培にさいして發揮してきた創意性、そのなかでの若手の指導的能力の形成作用が解体しつつあった。「それに代りうる教育の場が欲しい」という農業後継者教育の必要が組合員学校の設立にふみ切らせたといえよう。「現段階での地域の農業の危機をのりこえるには、外部条件との闘いだけでなく、生産と結合した学習が大切となる。」(12) 生産と

結合した学習のなかから団地栽培にかわる新しい生産組織の創造を担う青年指導者集団の形成、それをとおしての生産組織の再編成がめざされることになる。

そのような契機を内に含みつつ、76年10月の全国農協大会において決定された「協同活動強化運動」の一環として組合員学校をつくろうという討議が77年3月まで青年部を中心としておこなわれた。そして、4月1日の南郷町農協第29回通常総会で学校の設立が正式に決定されたのである。

第二節 組合員学校の教育目標とその現実的基礎

ここにおけるわれわれの課題は、組合員学校の教育目標——育てられるべき農業青年像——を南郷町の農業生産の変容をもとにして具体的

に解明することである。なかでも、地域の農業生産組織としての水稻団地栽培組合の「発展的解消」、さらに、今後の農業生産および生産組織の展望とのかかわりにおいて教育目標の現実的性格をさぐることにある。

もとより、農民教育の性格は、農業労働とそれを基盤とした農民生活の状態のなかから提起される生産と生活の課題の学習課題への転化（地域農業問題の学習課題化）がどのように自覚的に追求されるかによって規定される。農業労働と生活の実践に内在する矛盾を真正面からとりあげて矛盾の所在を明らかにし、それを克服する方向で意識的に教育実践全体の組織化をおこなうのか、あるいは、その克服を鋭く学習課題とする方向で組織化しえず、農業生産と生活の矛盾をそのまま無自覚的に教育実践における内的矛盾に転化させ、そのことに対応して教育の目標それ自体に矛盾を内在化させるかでは、教育実践の水準に大きなひらきを生みださざるをえないだろう。¹³⁾その意味で、この地域の農業生産力の発展を期して組織された水稻団地栽培組合とその基礎単位としての農家組合（生産組合）づくりの活動の成立と展開およびそこにつらぬく性格を解明することは、農民教育の目標の現実的基礎をあきらかにすることと切りはなしがたく結びついている。

1. 組合員学校の教育目標

1977年4月に開校された南郷町農協組合員学校は、その教育の目標を次のようにうたっている。

「民主的な農村社会を建設するため、中核的役割を果たす農業後継者の養成ならびに農協意識の高揚をはかる。」（図3）

この学校の設立は、第14回全国農協大会で「明るく豊かな村づくりの計画をすすめる担い手となる農業後継者の確保対策」が提起されたことにも対応するものであるが、すでに述べたように、75年に水稻団地栽培が「発展的に解消」するにともなって、農業生産組織の再編成が決定され、新たな生産組織の形成を計画化

図3 組合員学校開校要領

1. 目的

民主的な農村社会を建設するため、中核的役割を果たす農業後継者の養成、ならびに農協意識の高揚をはかる。

2. 動機

第14回全国農協大会において「協同活動強化運動の推進に関する決議」がなされた。基本目標は①組合員の営農と地域の農業を協同活動で確立する。②物心両面にわたる明るいゆたかな生活を協同活動で実現する。③組合員の協同活動にもとづく農協運営を強化する。

これらは、今後長期にわたり、継続的に実践にとりくみ、協同活動の骨格となるものである。その中で、明るい豊かな村づくり計画をすすめる担い手となる農業後継者の確保対策を積極的に講じていくことも目標におかれている。

一方、南郷町では、一昨年水稻団地栽培組合を発展的に解消、「あらゆる活動は、部落農家組合から始まる」という組織再編成を行った。

これらの情勢から、南郷農協としても、教育研修活動として青年部、婦人部、生産部会、部落組織をどうするか検討。まず青年部から、という発想になった。

青年部研修は①農協運動の本質究明、②現在の青年部は部落にバラツキ（未結成支部）がある。組織再編を機に、全農家組合に青年部員を、③団裁の発展的解消により、学習活動ということがなくなつた。これらから、農家組合の中核体となり、青年部と地域の結びつきを図ることを目的にしている。

3. 方法

- 1) 期間 2年間（昭和52年4月～昭和54年3月）
月2日（昼1日 夜1日）4月、6月、7月、8月、11月、12月、1月、2月、3月の9カ月
- 2) 場所 農協会議室（年1回、2日、3日の移動合宿）
- 3) 対象者
 - 60名（18才～40才）
 - 青年部活動の1つとして行う。
 - 講習生は各農家組合の推せんで行う。
 - 講習生は青年部員となる。
- 4) 経費 農協より年予算100万円。

し、実践する扱い手を育てる必要にせまられていたことがより現実的な契機をなしている。

「民主的」な農村社会の基礎集団としての生産組織の形成をめざし、そこに実践的にかかわる若手農民を育てること、そのことをつうじて農協青年部を強化することが目標とされたのである。

2. 農基法農政への対応としての水稻団地栽培の成立

かくのごとく、組合員学校の教育目的が〈理念〉として表明される背後には、いうまでもなく、この地域の農業に対する展望が深くかかわっている。謂わば「どの様な展望をもつか」によって「どのような青年を育成するか」がきまり、したがって、教育目標が規定されるのである。

組合員学校成立の背後には、農基法農政から総合農政への農政の展開があり、この地域の農業生産と生活にも農家の兼業化、地域住民の賃労働者化を基底として大幅な変容がみられたという現実がある。この視点によって、農基法農政とそのもとでの地域農業の現状への対応としての水稻団地栽培の成立についてはじめに見てゆこう。

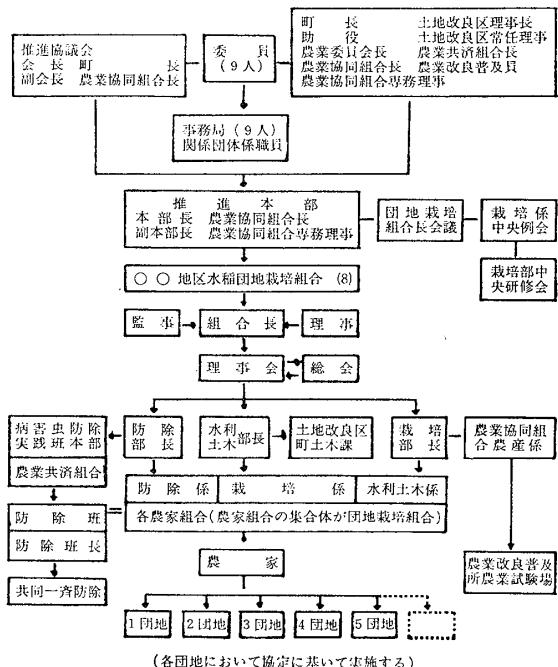
団地栽培の成立期である60年から65年にかけての兼業化の進展は、565戸から966戸へと極めて著しかった（表11）。さらに、その内容をみると、出稼ぎあるいは仙台、その他への通勤による人夫・日雇のような不安定兼業が急増し、稻作農業を基本しながらも、当時、「農外に100日出て10万稼ぐ」といわれるような農家が急増したのである（表6）。しかし、兼業化は、稻の管理の問題を当然にもひきおこし、病虫害が発生すると兼業所得が一瞬にして失われるという農業生産にとって深刻な事態がみられた。一部の田に病虫害が発生すると次々に感染していく事態のなかで、どうしても、一齊共同防除の徹底が必要となった。そこで問題となったのが当時実に38種類もの品種がばらばらに作付されており、熟期がそろわないということであっ

た。そこで、協定による品種統一をおこない、共同防除を徹底し、さらに、栽培技術を統一することになったのである。こうして、63年に水稻団地栽培が木間塚地区からはじめられそれ、が全町に拡大されることになる。（14）

水稻団地栽培組合は、南郷町の8つの地区ごとに組織化される。各団地栽培組合は、農家組合ごとに各団地から選ばれた防除係、栽培係、水利土木係をおき、防除、品種統一、共同水管理、小堀堀込などの労働を団地での話し合いで決められた協定にもとづいて共同で実践することを保障する組織体制をとっている。ここには、個別農家—農家組合一団地—町をむすぶ整備された稻作生産組織体系がみいだされる（図4、表13）。

団地栽培組合の組織化にさいしての南郷農協の基本姿勢は、地域の農民の要求の実現を基準とするものであった。「イネ専業農家に対し反収増加と労力節減で経営の安定化をはかり、中間層の複合経営にはプラス部門的規模拡大のチャンスを与え、兼業農家には主婦農業化に伴う技術の低下をおぎなう。つまり、いずれの経営

図4 水稻団地栽培推進機構図



(注) 「南郷町農協二十年史」による

表13 団地栽培組合の概況

組合名	組合長	加入戸数	対象面積	実施事業							
				春秋小堀々込	採種	団地区分熟期統一	栽培技術講習	競作会の実施	共同水管理	防除	
和多田沼	神尾清志	戸 133	10a 2,021.2	○	○	○	○			○	
福々袋	大友隆次	88	1,089.4	○	○	○	○			○	
練牛	大和一志	74	913.2	○	○	○	○			○	
赤谷	宮崎政雄	119	1,848.1	○	○	○	○			○	
大柳	渡辺勝	180	2,383.1	○	○	○	○	○	○	○	
木間塚	渡部通	131	1,867.7	○	○	○	○	○	○	○	
二郷	伊藤正吾	417	5,453.9	○	○	○	○	○		○	
下二郷	小野元一	181	2,801.7	○	○	○	○	○	○	○	
計		1,323	18,377.9								

(注)『南郷町農業協同組合二十年史』による

形態にとっても稲作を基礎部門としてはっきり位置づける』(15)という姿勢を明確にしている。このように、団地栽培の組織化は、兼業化の促進に結果した農基法農政に対して、個別農家が結束してその政策浸透による制限をのりこえようとするものであったといえよう。しかも、団地栽培は、多くの農家が未だ「米づくり」においてなお同質性を保持しえていた点に、その実施可能性の基礎を有していたのである。

3. 総合農政下における水稻団地栽培の「発展的解消」

しかし、団地栽培は、70年代の減反政策を柱とする総合農政の前にその基礎をくずされてゆく。南郷町では、60年代後半から70年代にかけて農業人口が減少し、75年で兼業農家が95.1%，第二種兼業農家が43.8%をしめるに至る（表7、表11）。その内容も恒常的兼業が増大し、兼業化は量的のみならず質的にも深まってきている（表6）。これを経営規模別にみると、兼業化は、全階層におよんでいるが、とくに1~1.5haを境に上層に第一種兼業農家、下層に第二種兼業農家が多くなっている（表14）。さらに経営規模別の農業労働力の現状をみると、1.5ha以下はほとんどが専従者のいない農家であり、そのうち、0.5ha以下は補助労働力もない農家であって、その性格は完全に「土地もち

表14 経営規模×専兼別農家戸数（1975年）

	総農家数	専業農家	第一種兼業農家	第二種兼業農家
例外規定	2	0	0	2
0.3ha未満	107	8	0	99
0.3~0.5	130	3	1	126
0.5~0.7	112	4	4	104
0.7~1.0	111	7	10	94
1.0~1.5	170	6	70	94
1.5~2.0	172	8	131	33
2.0~2.5	204	9	183	12
2.5~3.0	161	8	151	2
3.0~5.0	124	10	112	2
5.0ha以上	5	1	4	0
合計	1,298	64	666	568

(注)75年センサス農家調査結果表による

労働者」化しつつあるといえよう。そして、1ha以下の層は、女性の補助者のみ、ないしは、補助者もいない農家がほとんどであって、労働力の面からいって今後の農業経営があやぶまれる層である（表15）。

以上の事態が「生産調整」による生産意欲の後退のなかで進行するとき、団地栽培の大前提である「米づくり」を基礎とする全農家の同質性は解体傾向を示すことになる。しかも、団地栽培の発展にとって条件となる圃場整備と交換分合による「人と耕地との一致」が容易に進展しなかった状況とあいまって、団地栽培に対す

表15 経営規模および専従者（補助者）数別農家戸数（1975年）

総農 家数	専従者なし				専従者女子のみ				男子専従者1人				
	計	補助者 もなし み	女の補 助者の み	男の補 助者い る	計	1人		2人以上		計	女専従者 なし み	男補助 者なし 者いる	女専従者 1人 以上
						男補助 者なし 者いる	男補助 者なし 者いる	男補助 者なし 者いる	男補助 者なし 者いる				
例外規定	2	2	1	1	19								
0.5ha未満	237	233	202	12	44	3	1	2		1			1
0.5～1.0	223	212	131	37	68	6	3	3		5	3		1
1.0～1.5	170	132	35	29	69	18	8	9	1	20	8		9
1.5～2.0	172	87	5	13	105	25	6	19		56	20	6	19
2.0～3.0	365	113	4	4	14	40	8	32		177	38	11	73
3.0～5.0	124	15		1		7	1	6		69	8	4	29
5.0ha以上	5									4	2		
合 計	1,298	794	378	97	319	99	27	71		1	332	79	21
													132

(注) 専従者とは、1年間の自家農業従事日数150日以上の人。

補助者とは、1年間の自家農業従事日数60日以上150日未満の人。

75年センサス農家調査結果表より集計。

る各農家の対応にさまざまな差異が生みだされることになる。例えば、兼業に力点をおく農家のなかにササニシキをつくるのが優利だと考えて、当初の協定をやぶってフジミノリの区域にたとえ収量が落ちてもササニシキを植える農家があらわれる。こうして、団地栽培の基本であった品種の統一が内側から崩され、したがって共同防除の徹底にも支障をきたすことになる。

しかも、「団裁の役員をしていては一般の生活水準に追いつけなくなる」という意識から、役員の「なり手」の問題がひきおこされる。役員の年間手当は、農家組合長5,000円、副組合長および団裁理事3,000円、役員会議への出席手当500円であって、役員となった人は、事実上の無償労働を耐えしのぶほかなかったのである。そこに、団地栽培の役員のなりてがいないという実態が生みだされたのである。無償労働組織としての団地栽培の崩壊は、もちろん、「農村生活において利己的な考えをもつ者が増加した」という認識にその根拠を求めるることはできないのであって、むしろ自家労働評価の高まりという現実の結果無償労働の余地がなくなったところに現実的根拠があったといえよう(16)(図5)。

図5 団地栽培組合の「発展的解消」の諸要因

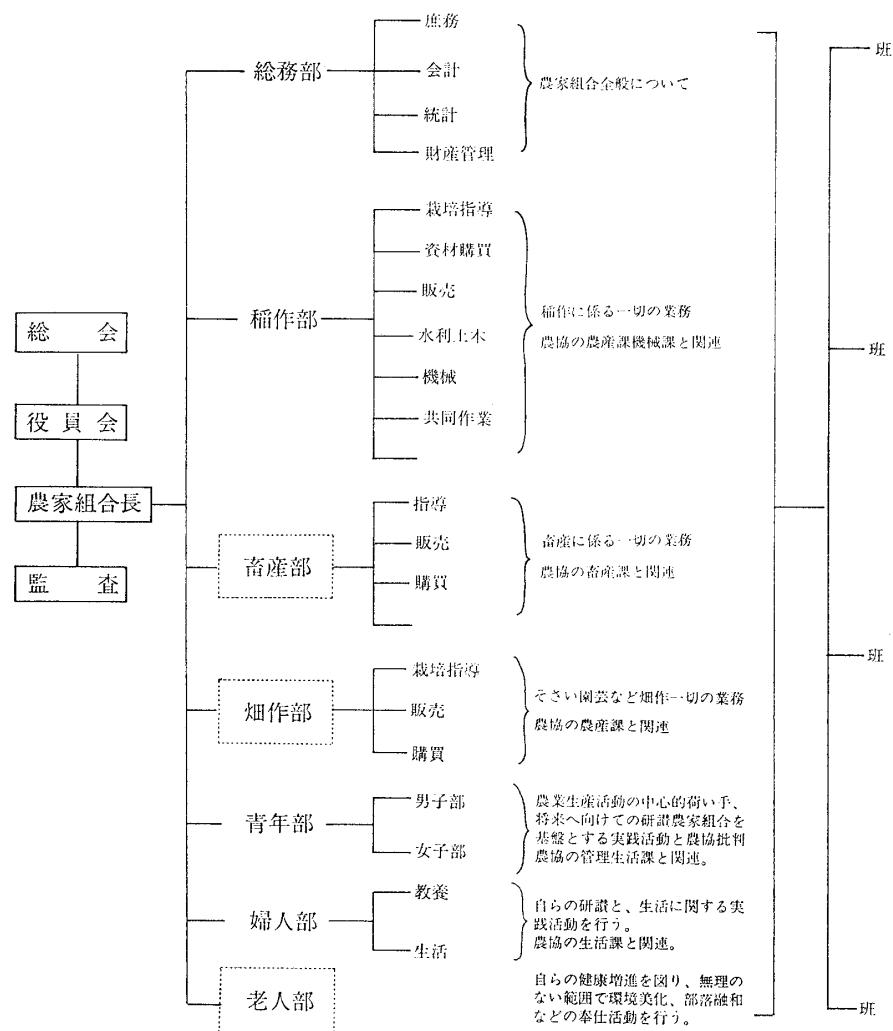
団地栽培組合は前述のとおり米の増収をまず第1の目標とし、続いて共同作業等米作りに関する発展を期し、部落的な組織として農家組合にその活動基盤を置いて実施してきましたが、設立当初からみると、その活動が著しく不活発となっていました。その要因としていくつか挙げてみますと、

- 1) この組合の発展段階には、水田基盤の整備と交換分合による「人と耕地の一致」を強力な条件であるとして、組合組織後昭和39年に木間塚地区の交換分合、43年には全町的な圃場整備の計画を示したが、いずれも実現出来ず、旧態依然の水田基盤の中で組織的な稻作への取組みが阻害された。
- 2) 米の生産調整、物価高は農民を出稼ぎへと追いやり、生産意欲の減退と農民不在を招來した。
- 3) 一つの組合の構成人員が余りに多く、話し合いによる組織活動には規模が大きすぎる。
- 4) 農家組合を基盤とした活動であるが、農家組合との間に一体感が薄れその協力関係が乏しくなった。
(役員、係員選出や事業推進上で)
- 5) これらの事に関連し、推進本部である農協に具体的対応策がなかった。

(注) 南郷町農業振興連絡審議委員会幹事会
「生産組織の再編に関する検討について」からの抜粋

そのような状況のもとで、生産組織の再検討がなされ、討議の結論として、74年度末の水稻団地栽培組合総会において「団栽を発展的に解消し、これまでの事業は農家組合内でおこなう」という方針が決定された。農家組合は、「家の延長」としての総合的機能をもつとされてその意義が強調され、新たな体制づくりが現在すすめられている（図6、図7、図8）。（17）

図6 農家組合機構



注1. []内は、現実的には困難ではあるが、将来は生かされることが望ましい。
2. 各係については、農家組合の事情によって兼務等があり得る。
3. 農家組合長は、組合を代表し、地域段階、町段階へ関係する。
4. 稲作部及び、青年部婦人部の代表は、町段階の組織に代表として参画する。
(注) 南郷町農業振興連絡審議会委員会
前掲資料による

前掲資料による

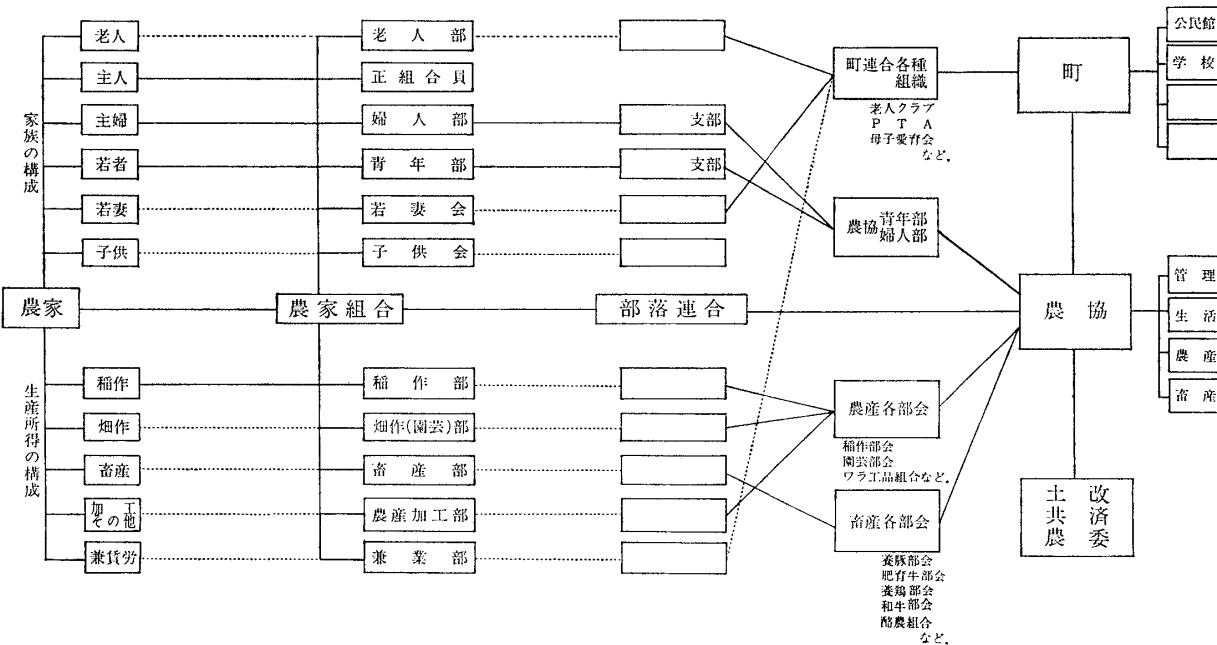
現在すすめられつつある生産組織の再編成の内容をみると、その意図するところは、総合農政と南郷町における政策浸透のあらわれのもので、「米づくり」における同質性を維持することが不可能となった現段階において、農家組合の結束力の弱体化をのりこえることのできるような組織力の形成にあるといえよう。すなわち、生産組織のかかわる領域を従来の防除、裁

培、小利土木のような生産面にのみ限定せず、老人から子供まで全ての年齢層を対象とし稻作から賃労働にいたるまでのすべての労働をカヴァーしうるようになり、拡大させるために、農家組合が「家の延長」と表現されるような生活包摂的な機能をはたすよう要請されたのである。

しかしながら、生産組織のこの再編成は、団地栽培組織化当時の60年代初期と異なって、それを解消せしめた条件以上に困難な条件、すなわち、激しい階層分解のもとでおこなわれつつある。そのゆえに、新たな生産組織への再編過程は、いっそうの困難と矛盾をかかえて進展してゆくものと、思われる。

すでに述べた生産組織をめぐる現実は、農基法農政から総合農政に至る農業の「上から」の再編成の道がここにも基本的につらぬ

図7 生産組織と町、農協との関連



_____で結ばれている部門は、農家組合と直接関連する。
.....で結ばれている部門は、現状では、困難と思われる
が、将来は農家組合と関連することが望ましい。

- 従来の経営主だけの組織でなく、家の延長として組合を構成する。
 - 比較的、財政的立場の弱い、老人、婦女子の活動に対して、農家組合は、親心をもって援助する。
 - 農家組合の機能が効率的に發揮できるよう体制を整備する。
 - 農家組合間の連絡、協調の場として部落連合を組織する。

- その他の各種組織については、必要あれば、支部等を組織する。
 - 農協、町等の助成金、交付金、奨励金等は統括して農家組合に対して行う。
 - 農協は、農家組合担当職員制を実施して、連絡、相談、業務、及び庶務会計等の事務的援助を行うなど総合的な指導を行う。

(注) 南郷町農業振興連絡審議委員会幹事会前掲資料による。

図8 農家組合の性格づけ

- 1) その存在する地理的条件からみて、一応部落内の隣組で地縁的な結びつきによる相互扶助集合体とみられる。(生活組織体としての性格)
 - 2) 設立の動機を歴史的にみると自主的な稱作を中心とした部落的な生産活動の場である。
(生産組織体としての性格)
 - 3) 地域(大字部落)での連絡や協調を図る単位組織でもある。(地域協調機関としての性格)
 - 4) 生産や生産活動と関連する農協や町、その他の団体からの連絡窓口の場もある。(総合的な連絡機関としての性格)
 - 5) 生産、生活活動を推進するため、組合員の意思を集約し、必要ある場合には上部関係団体へ働きかけ

る。(意思集約と運動体としての性格)

このように見えてきますと、農家組合は他の組織と違い、農家の強力な結びつきによる極めて多岐に亘る重要な機能と要素を持った組織体とみられ、農家が「家」を離れた集りの原点「家」の延長と考えられます。しかし現状では、その性格や位置づけが必ずしも明確でなく、これらの機能が総合的に発揮されていないところに問題があります。それは構成員が1戸1名に限られるところから、「家」の延長としての総合機能が果されないのではないかと思われます。組合構成員とならないその他の家族の組織活動が、全町的段階で行なわれ、農家組合と一応無縁なところで行なわれているところに問題がありはしないでしょうか。

従つて、農家組合は「家」（老人、主人、主婦、若

者、嫁、子）の延長として生活と生産が地域的に総合化される場として、機能することが望ましい姿と考えられます。

（注）南郷町農業振興連絡審議委員会幹事会前掲資料による

かれて進行しつつあることを示していた。地域の農業生産力を高め、農業労働力の十全な發揮と家計の安定をめざす「下から」の要求は、個別農家による近代化を求める営みだけでも、そしてまた、生産組織内部の努力だけでも解決しえないものとなっている。しかも、農民のかかることの基本的課題は、そうした農業技術と経営の発展をつうじて家族生活の水準をいかに高めるかにあろう。しかし、兼業化の進展が著しく、労働者化をはじめとする農外労働に従事する地域住民の比重の高まりのもとで、地域農業の生産力を高めようとする「下から」の生産組織の再編成も、労働者をはじめとする地域の勤労諸階層との話し合いと学習にもとづく、地域の生産と生活の計画化なしには、歪められたかたちで「上から」の道に吸収される現実的 possibility を孕んでいる。

なぜなら、今日おしすすめられつつある「上から」の道が「圧倒的多数の中小農民の経営破壊による低賃金労働力の創出をねらうことによって、『地域開発』政策に奉仕するもの」⁽¹⁸⁾であり、同時に、各地に簇生しつつある集団栽培と請負耕作をてがかりとして、農協が主導するかたちでの一部上層農によるく装置化・システム化>をおしすすめ、大規模で低コストの農産物を確保しようとするものであって、上層農や生産組織に対して個別的に働きかけるものでないからである。この地域開発政策に従属した農政のもとで、農業からの水と土地と労働力の安あがりの収奪が農村地域社会をつつみこむようにして現われざるをえない。したがって、農業生産組織の問題は、その地域全体の問題、地域住民諸階層の協力と連帶の問題、地域住民による「下から」の生産と生活の計画化と要求闘争の問題なのであるといえよう。

4. 地域開発政策としての『南郷町町勢発展の計画』と組合員学校の教育目標

「上から」の地域開発政策は、南郷町においてもすでに構想され、すでに自治体をとおして現実に進行しつつある。

南郷町は、72年に「南郷町町勢発展の計画」において、団地栽培の解消とその後の展望を示した。団地栽培については、「組織が大きすぎ耕地の集団地化」が遅れて、「初期の目的である作業集団から経済集団への移行が困難な状況にある」ので、「おおむね23集団に再編成して初期の目的を達成する」という再編成の構想を示した。この構想が地域開発政策のなかにどう位置づけられているかをみれば、その問題点があきらかになる。「計画」は、「南郷町農業近代化」の目標として、稲作については「労働生産性向上のため稲作の集団栽培をより充実させ、大型機械化を導入し一貫作業体系による省力栽培」を行い、そのため必要とされる圃場整備を実施すると述べている。この「計画」の実施のためには、それを担う「中核農家」を育成する必要があり、そこから当然に規模拡大が必要となる。そこに、「中核農家」による規模拡大のための対象としての「兼業農家の対策」が立てられることになる。この兼業農家の対策は、仙台湾臨海工業地帯の開発、石巻の工業港の開港に期待をよせ、そこへ通勤を可能とする道路網の整備、あるいは、町内への工場誘致を基本としている。しかも、この地域にも78年度における米の生産調整とともに水田の畠への転換が迫られ、水田については耕作面積を減少させる計画が進行しつつある。したがって、そこから導びきだされる結論は、兼業に重点を置く農家からの請負受託ないし農地移動による経営規模拡大以外にない（表16、表17）。

「計画」によれば、「経営委託」のあっせん事業をおこなうため「あっせん基準」を設定している。その基準は、第一に、経営規模 1.6ha をこえる農家を対象とすること、第二に、農業

従事者に2人以上の青壯年を含み、農業で自立する意欲のある者であること、第三に、「あっせん順位」として「構造改善計画等において育成しようとする農業経営を行おうとするものを優先する」ことを主要な内容としている。ここにいう1.6haとは町平均の経営規模であって、それ以下の農家経営を「自立経営」としては「対象外」におく方向であり、それに対応して、将来の自立経営農家戸数を650戸と規定し、現在の農家戸数の約半数を想定している。(19)

したがって、「計画」の想定している「23の経済集団」とは、請負耕作の進展という形態での農民層分解の進展を前提とした半数の「自立

表16 水稲作の作業を請負にだした農家数と面積(a)

	1970年	1975年
実農家数	621	1,288
耕起 {農家数 面積}	581 40,460	536 35,391
代かき {農家数 面積}	579 40,166	542 35,845
田植 {農家数 面積}	161 9,697	478 30,151
稻刈り {農家数 面積}	265 16,282	485 30,954
防除 {農家数 面積}	— —	1,287 198,715
上記全部出した農家	—	418

(注) 70年センサス 集落別一覧表による
75年センサス 農家調査結果表による

表17 水稲作の作業を請負わせた農家数と面積

実農家数	耕起		代かき		田植え		防除		稻刈り		左全部を請負に出した農家
	農家数	面積	農家数	面積	農家数	面積	農家数	面積	農家数	面積	
例外規定											
0.5ha未満	235	228	6,615	228	6,165	207	5,498	235	6,408	207	5,567
0.5~1.0	223	184	12,047	186	12,214	158	10,131	223	14,894	160	10,029
1.0~1.5	168	68	7,631	70	7,804	64	6,871	167	19,637	66	7,164
1.5~2.0	171	32	4,998	34	5,226	33	4,902	171	28,574	31	4,658
2.0~3.0	363	22	4,257	22	4,243	15	2,656	363	85,766	19	3,340
3.0~5.0	123	2	293	2	193	1	93	123	40,976	2	196
5.0ha以上	5							5	2,460		1
合計	1,288	536	35,391	542	35,845	478	30,151	1,287	198,715	485	30,954
											418

(注) 75年センサス農家調査結果表より集計

農家」の集団であり、その集団のもとで大型機械化一貫作業体系を実現することをめざしているといえよう。そのような地域農業の中心的な担い手を育成するために、「計画」は、「農家組合の整備強化」の主体的保障として「幹部教育の徹底」を掲げている。したがって、町行政の立場からの「組合員学校」への期待の基本も兼業化と賃労働者化を深めつつある階層を農業生産から切りはなして「中核農家」の規模拡大をすすめるという、スクラップ・アンド・ビルドの政策を前提にして、生産組織の再編成を担う「中核的」な農業青年の育成にあると思われるるのである。

現在、県営圃場整備事業を実施するための討議が農民のあいだで始まろうとしている。県補助78%、農家組合負担22%（反当農家負担ほぼ11万円）で計画されているこの県営圃場整備事業とそれをつうじての機械化作業一貫体系の形成は、生産組織を構成する主要な農家の要求にこたえる側面を含みつつも、資金のうえで農家の負担と農家経済の困難を大きくし、いっそうちの農業労働力の流出と農家生活の動搖とをもたらす危険性が大きい。しかも、この事業とワンセットで稲作生産調整にともなう作付転換がせまられている。減反政策の下で進行する基盤整備事業、経営規模拡大、および機械化などの

「合理化」の推進は、農作物の低価格水準とむすびあって、農業にとどまる階層に経営と家族生活との安定をもたらしはしない。地域の労働者をはじめとする農外の勤労諸階層の多くも土地をもった家族の構成員であり、かれらは、家族の農業経営ないしは土地の所持を基盤とした所得を含む家計を農外収入によって支えている。かれら在村の勤労諸階層には、自分の家族の内部に農民である親、兄弟、子供をかかえたり、自分も農業労働にたずさわったり、土地を近隣の農家に貸したりする人々が多い。もし、地域の労働者の農村在住労働者としてのこの性格が見失われるならば、すでに勤労者人口の約半数をしめるにいたった地域の労働者とその他の農外労働従事者にとって、無権利と低賃金労働、教育問題、健康問題、文化的貧困などをつうじての家族生活の諸困難に加えて、「土地もち労働者」の請負委託と農業放棄などをつうじての地域生活全般からのきりはなしが、「不況」のもとで一層深刻に現われるであろう。したがって、農村地域の開発政策は、もはや、農民層だけの問題ではないのである。しかも、農業生産力の発展、それをめざしての生産組織の再編成と民主的な農村社会の建設という課題それ自身を実現するためには、地域の産業と住民諸階層による討議と計画化および共同の闘争が自治体に対して、自治体の民主的発展を実現する方向でおしそうめられなければ、どのような要求もその民主的解決をはかりえないという現実があらわれつつある。

地域の農民にとっても、労働者にとっても、今日ほど地域の＜奪い返し＞が生活の課題とされ、したがって学習課題として明確に意識されることが要求される時期はないのである。

南郷町農協の地域農業の現状に対する対応には、つねに農民とともに歩んできた基本的姿勢をつらぬこうとする態度がみられる。⁽²⁰⁾しかしながら、同時に、「労働力の完全燃焼と土地の有効利用、そしてその限りでの機械化」という農民的立場を総合農政の大枠のなかでつらぬこうすることによって、農協の地域農業生産計

画それ自体に困難と矛盾を内在させているようと思われる。⁽²¹⁾

たとえば、南郷町農協の「協同活動強化運動3ヶ年計画」は、「機械の過剰投資を防ぎ、中核農家の育成をはかるため農協を事務局として経営の委託をすすめる」⁽²²⁾ことにしている。請負耕作は、以後さらに増加する傾向を示し、その促進はたしかに農民の要求としてもあり、このような形態で階層分解が進行してゆくものと思われる。しかしながら、請負耕作による経営規模の拡大は、必ずしも、個別農家経営の発展形態とはいはず、同時に総合農政のねらいとするものでもあった。しかも、総合農政による所有と経営との分離の路線は、現実的には上層農の存立基盤をせばめつつも、かれらに規模拡大にもなる幻想と「エリート」意識を与えつつ、農業経営を維持しようとするかれらの要求を組み込む形態ですすめられている。そのような現実を見るとき、南郷農協の対応についても「農民的立場」に立ちつつもつねに結果的に総合農政に吸収される危険性を指摘せざるをえない。

生産組織の再編成の実施段階と県営耕場整備事業の準備過程にあるいま、減反政策と請負耕作関係の進展のなかで、南郷町農協の歩もうとする道は、日本の農業をめぐる二つの道の分岐点を集約的に表現するような「曲り角」にきているように思われる。個別農家経営のあり方を維持し、発展させる努力のなかで、個別的には解決しえぬ地域の諸課題を具体的に視野に入れる農業生産力の担当主体の形成をめざす農民教育実践がいまこの地域に要求されている。「民主的な農村社会」を建設し、新たな生産組織の形成を担う「実践的批判者」としての後継者の育成をうたう組合員学校の教育目標の真価もここであらためて問われることになるであろう。

第三節 教育の内容、方法、および組織上の諸問題

1. 組合員学校の教育内容と方法

組合員学校の科目すでに終了したものは、まだ4科目であり、教育内容全体の評価をいまおこないうる段階にはない。すでに終了した科目は、「南郷産業史」、「南郷農協史」、「農業経済」、「農村社会学」であるが、これらすでに終了した科目についていいうならば、農政に対する批判的意識をもつ主体形成に必要な教養を獲得するにふさわしい幅広い内容となっている(図9)。カリキュラムの全体は、次の四つのテーマ

図9 組合員学校カリキュラム内容

1. 農業をとりまく諸条件の解明(昭和52年4月～8月) 12単位(24時間)

(農民層分解の中で農業を社会経済構造の一つとして認識する)

科 目	単位	講 師	内 容
南郷産業史	2	宮崎元太郎(1) 久保竜太郎(1)	戦前
南郷農協史	2	黒沼 八郎	南郷農協20年史
南郷産業史	2	駒口 盛	戦後
農業経済	2	馬場 昭	経済の原理
農村社会学	2	酒井 淳一	農村社会の構造と変化、戦前
"	1	"	農村社会の構造と変化、戦後

合宿(52年9月、2泊3日)

テーマ 「農民としてどう生きるか」

講 師 真壁 仁、山口一門

のもとに編成されている。「1. 農業をとりまく諸条件の解明」、「2. 農業経営確立をめざして」、「3. 農協活動に参加するために」、「4. 農業経営を支える条件の整備」。これらの科目の編成は、教育目標の現実的基礎にかんするわれわれの結論にくらべて、総合農政の枠にとらわれず、むしろ、それを批判的に認識させるような内容となっている。したがって、このカリキ

2. 農業経営確立をめざして(52年11月～53年3月)

15単位(30時間)

(農業人として経営技術能力を高める)

科 目	単位	講 師	内 容
農業経営	2	吉田 寛一	日本の農業経営
"	2	"	南郷の場合
農業技術	4	稻一農研 本田 畜産一経済連畜 産課長 野さい一園芸試 験場泉	稻2、畜産、野 菜は選択
"	2	大原 一郎	
農民の健康	1	南郷病院長	
生産基盤	2	石川 武男	

3. 農協活動に参加するために(53年4月～53年8月)

12単位(24時間)

(組合員としての主体的なあり方、農協運動発展の展望農協のもつ課題と解決の道をさぐる。)

科 目	単位	講 師	内 容
農協論	5	根元 徳次	農協の歴史、農協活動の発展
農協事業	3	農協各課長	信用、購買、販売、指導、農政
農協経営	2	駒口 盛	経営体としての農協、組合員との関係
農業経済	2	馬場 昭	経済の原理

合宿(53年9月、2泊3日)

テーマ 「農協づくりを どうとりくむか」

(南郷農業、自己の農業経営)

4. 農業経営を支える条件の整備(53年11月～54年2月) 12単位(24時間)

科 目	単位	講 師	内 容
生産組織	2	大原 一郎	地域と協同活動
"	2	農協各課長	部落、畜産、野菜、機械の共同利用
農業税	1	中央会	
流通	2		
生産基盤	1	石川 武男	
農業観	1	吉田 寛一	
今後の方向	2		ディスカッション

ュラムの性格は、「町勢発展の計画」や「協同活動強化運動3ヶ年計画」とは、相対的に自立しているのではないかとも思われる。したがって、講議内容は、農林行政による農民教育に特徴的な「農政が敷いたレールのうえに立って、農業発展の方向をあれこれと探し求めるような農民像、農業青年群……体制的な農業青年の創出」⁽²³⁾を求める精神主義的教育や機能主義の理論、近代経済学の理論とは全く異質の内容となっている。

しかし、教育目標の性格と教育内容とが全くかかわりがないかといえば、教育目標にみられた内在的矛盾は、内容編成上の問題にも若干の影をおとしているように思われる。組合員学校成立の直接的契機として、玉川農協の組合員学校の刺激があったことはすでに述べたが、南郷農協のカリキュラムの基本は、ほぼ、玉川農協のカリキュラムから学んで編成されたものであった。玉川農協組合員学校のカリキュラムにあって、南郷農協の組合員学校のカリキュラムにない科目がいくつかある。南郷農協組合員学校にない科目のうちで特に重要であると思われるものは、「労働組合論」と「自治体論」の二科目である。問題は、形式のうえでこれらの科目があるか、ないかという点にあるのではない。問題とされるべきなのは、今日の農政が個別農家を掌握するかたちでおろされているのでもなく、農業部門の枠内に対象を限定されたものでもなしに、農村地域における全住民諸階層の労働と生活の全体を再編成するかたちでおろされている状況に対応して、いかなる人格と能力を農村青年に求めるのかという点であろう。地域農業を守る課題は、すでに、たんなる農民の力だけでは解決しえないばかりでなく、農民だけの課題であるのでもない。そして、地域農業を守るためにには、地域の全住民諸階層、とりわけ地域の労働者たちの協力が不可欠であり、そのためには、農業にとどまっているか、農外労働に従事するかにかかわりなく地域の農民と他の勤労諸階層の人々が相互に連帶することを可能にするような幅広い視野が農民に求められるの

である。現在、農林行政の主導のもとにおこなわれつつある専業青年に対する教育は、「離農者に対して、農業にとどまったくものの努力・きびしさ・根性をほめ、そのコンプレックスをみて自信をあたえ、同時に近代経済学にもとづく自立経営農家拡大の理論をあたえる」⁽²⁴⁾といわれる。今、地域の農業生産力を形成するために求められているのは、農林省系統の教育内容とは逆に、地域の労働者の現状と意識、労働運動の課題に対する農業青年による深い理解ではないだろうか。また、今、地域開発政策が農業政策を従属させつつ自治体や農協をとおして、それらの組織を国家独占資本主義の末端機構として利用しつつおろされてきている。自治体論とのかかわりでいえばそのようなときこそ、労働者と農民が地域を基盤として連帯し、自らの手で地域生活の実態を分析し、地域発展の自主的計画づくりをおこない、そのうえに立って住民自治の能力を培うことが重要となる。この二つの科目的欠陥は、やや端的にこの地域の農民教育実践の蓄積の水準をあきらかにすることになった。

「農業をとりまく諸条件の解明」にかんするこれまでの講義だけでは、一般的教養の入門程度で内容の深まりはあまりみられないといった参加者の声も聞かれる。これらの基礎理論が青年たちの心を深くとらえ、社会科学的な認識が根づくためには、技術、土壤、経営、生産組織、流通などかれらの労働と生活の現実に直接かかわる内容（今後予定されている科目）がいかに実践の課題として問題にされるか、それらの充実と発展を国や自治体に対していかに保障せらるか、そして農協がいかなる計画をもっているかという視角が具体的に提起されることが必要であろう。同時に、青年たちがカリキュラムの内容そのものを自分たちの問題として発見し、自覚化するように、かれらの生産的実践をはじめとする生活と教育内容とのつながりが意識的に提示されるようなしかたでのすぐれた教育の方法が求められるのである。

ところで、組合員学校すでに終了した科目

の学習方法はどうだろうか。方法上の問題点を中心にその特徴をさぐってみよう。第一に、講議形式へのかたよりがみられ、青年たちの主体的参加を保障する配慮にやや欠けていたように思われる。学校に参加する青年たちの意識には現状についての認識に抽象性や一面性があるようと思われ、とりわけ経営の今後の展望については、一方では非現実性が、他方では意欲の喪失がみられる。意識の歪みを正し、学習内容の理解が自己流のものからのりこえられて、現実的で科学的な水準にまで至るには、参加者のあいだでの発言やそれに対する批判がおこなわれるなどの討議をとうしての集団の形成が不可欠となるだろう。そして、集団づくりそれ自身、＜他人はいざ知らず俺だけは＞ないしは＜意欲喪失＞などの青年の意識の現状を変革するひき金になるであろう。そのように、学習集団が形成される条件は、組合員学校のいままでの実践それ自身の内部に現存している。青年たちの主体的参加をひきだす手がかりを「農民としてどう生きるか」をテーマにひらかれた合宿研修は示している。そのなかでは、今までの講議形態の枠をこえた方法を求める発言も含めて活発な議論がおこなわれている。

第二に、地域の生活と農業にあらわれつつ事実を調査し、事実にもとづいて学習する形態が十分には参加者に保障されていない。青年たちのまわりには、町の推進しようとしている圃場整備事業の計画と展開、地域開発の一環としてのダム建設にともなう水利問題、地域に住み仙塩・石巻方面で働く労働青年の生活実態およびかれらの要求、農家経済の詳しい実態、農村における健康や老人の問題など調査され、報告され、理論的認識にまで総括されるべき現実は山ほどあるのではなかろうか。

青年たちは、そうした討論や調査研究を積み重ねるなかで学校運営の主体に成長してゆく。そのような活動のなかから、かれらの生活にとって不可欠の契機としての地域生活を精神的に自己のうちに奪い返し、生産組織や農協、自治体の主人公として自己を形成し、統治能力ある

地域住民に成長する契機を発見するであろう。われわれの知りうるかぎりでも、学校に参加する青年たちは具体的現実の解明と自己の課題意識を明確化させる形態での討議および研究報告には、旺盛な意欲をもって取り組んでいるのである。（例えれば、圃場整備事業にかんする現実的研究と討論に青年たちは目をかがやかせつつ参加する。）

2. 組合員学校の組織とその主体

組合員学校は、その対象者を18才～40才、わずかの例を除いて主に18才～35才の農業に従事する青年を中心に組織されている。講習生となっている青年数は、全体で（若干の変動はあるが）約65名であり、講習生は農家組合長の推薦と自らの希望にもとづいて決められている。

講習生の属する農家の耕地所有規模の平均は、約 2.66ha で南郷町の耕地所有規模としては、比較的規模の大きい階層を学校に組織していることになる。南郷町における青年の労働力構成を見ると、16～34才の農業従事者が 495 名であり、18～24才の農業従事者は 376 名である。この18～24才の農業従事者のうち 1.6ha 以下の所有規模の農家の従事者はわずかに 56 名（全体の14.9%）にすぎない。それ以外の青年の多くは労働青年であると思われる。16～34才の青年のうち、青年労働者は 790 名であり、全体の44.1%をしめるに至っている（表18）。農業青年を対象として限られた教育の組織化をすると、多くの農村の青年は対象外とされる結果になり、教育の組織対象としては、いわゆる「中核農家」の後継者にほぼ対応することになる。ことに、青年労働者と在学青年の比率の高い青年教育においては、地域の農業問題と経営にかかわる要求をもち、経営を維持しようとする所有および経営規模の比較的小さい農家の意思が尊重されないという問題を内在させることになるのである。農村地域教育がもはや農民だけで担いきれるものではないことがここに明瞭に示されているといえよう。

開校から 5 ヶ月、これまでの学校運営の段階

表18 16~34才の就業状態

	人 数	(割合)
総 数	1,792	(100)
農業にのみ従事する者	314	(17.5)
農業に主に従事する者	181	(10.1)
他産業にのみ従事する者	390	(21.8)
他産業に主に従事する者	400	(22.3)
仕事に従事しない者	507	(28.3)

(注) 75年センサス農家調査結果表による

は、学校の理念や決定されたカリキュラムにもとづいてその運営を軌道にのせてゆく過程にあったと思われる。ところで、学校の運営に基本的に責任を負う機関として「運営委員会」が設置されているが、その任務は、カリキュラムの決定、講師の依頼、講習生の選定と規定されている(図10)。学校運営の基本はここにおいて

図10 南郷町農業協同組合組員学校細則

- 第1条 民主的な農村社会を建設するため、中核的役割を果たす農業後継者の養成ならびに農協意識の高揚をはかるため、組員学校を開設する。
- 第2条 この組員学校の講習生は学校運営委員会で定めた開校要領による。
- 第3条 この組員学校の校長は、学校運営委員会の議を経て委員長が委嘱する。
- 第4条 この組員学校運営に要する経費は、この組合の予算の範囲内で支出することができる。

附則

この細則は昭和52年4月 日から施行する。

南郷町農業協同組合 組員学校運営委員会細則

- 第1条 この組合は規約第39条の(1)に基づき、組員学校を設け、その管理運営上必要とする組員学校運営委員会を設ける。
- 第2条 この委員会は、その目的を達成するため、つぎの事業を行う。

1. 開校要領の作成、学校運営の要領および科目的決定作成。
2. 講習生の選定、講師の依頼。

第3条 この委員会の委員は、理事会の代表農協関係組織の代表、および町内外の教育関係者をもって構成し組合長がこれを委嘱する。

第4条 組合長は委員会の委員長となる。

第5条 委員会は必要のつど委員長がこれを招集する。

第6条 この委員会の運営に要する経費は、この組合の予算の範囲内で支出することができる。

第7条 委員の任期は2年とする。

附則

この細則は昭和52年4月 日から施行する。

ほぼ決定されることになる。現在の運営委員会の構成は、農協理事4名、青年部2名、公民館職員1名である。これまでの段階ではこの事務局が準備期および創設期にあたって基本的なレールのすべてを敷いてきたといえよう。しかし、現段階にいたって受講生のなかから講議形態の改善、よりいっそうの充実と講師の選定など、青年自身の要求を十分に反映させる方向への追求もあらわれつつある。その背後には、自治会をはじめとする指導的青年たちの集団形成の過程が今までの実践のなかから進みつつあり、受講生全体の主体的な学校への参加を促し、かれらの要求により直接にこたえるカリキュラムの内容、形態へと高度化することを求めるうごきがあったのである。

第一回組員学校は、79年2月まで継続される。参加者のなかから学校が終了しても自主的に学習集団を組織しようと決意する青年たちも生まれている。かれらの学習要求が明確に深い社会科学的認識にうらづけられていないにしても、技術、経営、生産組織の新しいありかたを求めるなかから、新たな次元で、個別の農家経営を基軸とした農業生産力の形成を出発点とし、それを生かす方向での追求を阻害し、農家経済の全般的な危機をひきおこさせている現段

階での農政の桎梏を認識する方向に学習活動は展開することになるようと思われる所以である。

暫定的なまとめとして

今日の農民教育に求められるものは、地域社会における生活と労働とを豊かにすることと結合した教育実践の創造である。ところで、今日の農業危機は、国家独占資本主義の農業地域に対するスクラップ・アンド・ビルトの再編計画を基調として進展しつつあり、農民の意思を無視してかれらの農家経済を困難にし、地域農業生産力を弱体化させつつ、農業にとどまる上層農にも、地域農業から切り離される階層にも生活の困難を増大させる方向で進行している。そのような状況の下で、賃労働者化しつつある農家を「対象外」とし、上層農を「中核農家」として、そこに農業生産の主対象をおくことをもってしては、みずから地域の解体を促進する方向に呑みこまれる道を歩むことになる。もちろん、現時点では農業基盤整備、機械化などの「近代化」をとおして、請負耕作の進展という形での階層分化はすんでいくであろうし、そこに個別的な対応を求められることも事実である。しかし、その個別的対応にも地域住民全体の相互理解とく合意>が求められるのである。そうしたく合意>の基準は、労働者と農民が地域を破壊しつつある国家独占資本主義の政策をあきらかにするなかで、相互の労働と生活の現実を理解し合い、そのなかから共通の要求をあきらかにし、地域発展計画を明確にすることにある。そしてはじめて、地域住民が自治体や農協の統治能力ある主体であることをかれら自身で実証することになる。農民教育に求められる教育実践の創造とは、労働者と農民をはじめとする地域勤労諸階層の要求の計画化とその実現に教育的価値の原点を据える実践的創造的活動にほかならない。そのような教育実践は、農民だけによって担われうるものではなく、地域住民諸階層を主体とした学習活動、労農学習運動の形態によってのみ担われうる。

組合員学校における「政治学習と生産学習の

統一」、科学性と地域農業の現実を結合した教育内容、その他の発展的諸契機は、学校の教育目標とそれに規定された内容、方法、組織の基調と矛盾しあうものになっていた。しかし、問題点があるとはいえ、学校の教育実践に発展的諸契機をもたらしたのは、農協のはたしてきた積極的役割、地域の生活と教育に力を注いできた農民組合や農協労働の活動家たち、社会教育職員の農業問題に対する積極的な姿勢、受講生である農業青年内部にみいだされる農業に対する熱意であった。そこに、われわれは、地域における新たな水準での農民教育実践を創造する萌芽を見いだすことができよう。われわれは、農協の姿勢が経営サイドにかたよる危険性を批判的に認識しつつ、組合員学校がこれまでの実践を基礎に真の民主的な地域社会と生産組織の形成を目標とする場として、今後創造的な継承がなされるよう期待している。同時に、学校のなかに未分化でありながら発展的契機をつくりだしてきた労働者と農民の民主的な指導の下で、地域教育実践が積極的に發揮されうる学習活動形態が自覚的に創造される現実的可能性が生まれつつあることも指摘しておきたい。そのような学習活動形態の形成と展開は、南郷町の地域教育実践の蓄積水準をふまえながら、それを踏み越えた地平を切り拓くことを意味する。

われわれのおこなった研究は、まだ未検証の部分を多く残している。とくに、生活課題の内実にはもっと深くわけ入らなければならないであろうし、教育内容編成や方法についてももっと精緻な分析がなされなければならない。農村地域教育実践のかかわる領域は、ひろくかつ深い。ここでは、その領域に対する端初的解明が試みられたにすぎないのである。

註

(1) 1929年には小作地率が81.6%，改革直前の45年にも73.8%を維持したのである（表1）。それらの小作地を所有する地主のなかでも、例えば、42年の時点において50町歩以上を所有する大地主9戸の所有面積は合計1,374町歩と極めて大規模であり、それら在村の大地主の影響力が強大であったことが知られる（表2、表3）。ところで、経営規模別農家戸数の構成をみると、39年の時点（自小作）含む小自作）および小作層のなかに経営規模の比較的大きな農家が多数みられるが、とりわけ、自小作層の一戸あたり平均経営面積が3町であることが注目されよう（表4）。このことは、この時点で、南郷町の農業生産力の基幹をなす担当主体が自小作層や一部の小作層にあったこと、地主的土地所有の下で次第に商品生産者としての成長、自立化の過程にあった自小作・小自作・小作大経営の発展がみられたことの一端を示すものといえる。南郷では地主に対抗する農民の主要な組織化が小作農民の自立化傾向のなかで、大経営の成立を基盤として、推進されることになるのである。同時に、「大経営を構成するものが、自小作農ないし小作農であり、しかも小作経営の発展がみられた」（『南郷町農協二十年史』10～11頁）ことは、戦後の変化を顕著なものとすることにもなる。

- (2) 南郷町農業協同組合20年史編集委員会『南郷町農業協同組合20年史』144～145頁。
- (3) 斎藤秀平「農民運動と社会教育」千野、野呂、酒匂編『現代社会教育実践講座』第一巻 250頁。
- (4) 細谷昂「農民意識と農村社会の変革」蓮見音彦編『社会学講座』4 196頁～198頁。
- (5) 劍持清一「信濃生産大学から山形県農民大学へ」『現代社会教育実践講座』第3巻 331～332頁。
- (6) 渡辺国雄「青年活動の危機打開」南郷町赤谷青年若草クラブ機関誌『芝生』（昭和31年度冬）4頁。
- (7) たとえばそれを示すものとして、南郷町赤谷青年若草クラブ機関誌『芝生』、広場の会機関誌『広場』の各号がある。
- (8) 馬場昭「イネ単作経営の体質改善—宮城県南郷町農協の実践」『南郷町農業協同組合二十年史』194～198頁。
- (9) 馬場昭『前掲論文』194～198頁。
- (10) 「南郷町水稻団地栽培計画」
- (11) 池上昭「農協と社会教育」『議会と自治体』No.

226 70～72頁。

- (12) 農協組合長駒口盛氏からの聞きとり。
- (13) 社会的現実、なかでも生産様式における矛盾の教育における矛盾への転化については、小川太郎「教育における矛盾」小川太郎『教育と陶冶の理論』に明快な指摘がなされている。藤岡貞彦「社会教育学習論の展開」その他藤岡貞彦『社会教育実践と民衆意識』所収の諸論文は、より具体的に社会教育実践の自覚化契機を社会的現実における矛盾の学習課題への転化に据えている。
- (14) 団地栽培を必要とさせた条件として、アメリカからの飼料輸入を背景とした農基法の「畜産の奨励」にもとづいてなされた養豚養鶏の導入が61年における価格の大暴落でなんら農家経済のささえにならなかつたという事情もある。米以外の作目がひきあわず、稻作に生産を集中せざるをえなかつたのである。
- (15) 馬場昭 前掲論文 194～198頁。
- (16) 無償労働組織が解体する過程とその必然性については、菅野正、田原音和、細谷昂『稲作農業の展開と村落構造』の特に「第二部戦後期」をぜひ参照されたい。
- (17) 南郷町農業振興連絡審議委員会幹事会「生産組織の再編に関する検討について」。
- (18) 千野陽一「地域における労農学習運動の発展」千野陽一『現代社会教育論』179頁。
- (19) 南郷町「南郷町町勢発展の計画」26～65頁。
- (20) とりわけ「稲作」についてみると「町平均600kg運動」をおこすため、生産基盤の整備を計画している。すなわち「『米は土でとれ』との認識に立って『土づくり運動』をすすめるとともに県営かんがい排水、県営圃場整備などの諸事業を各団体と共にすすめる」としている。この圃場整備においても農協がつねに基本においているのは「土づくり」であり、単に30a区画にすると、農道をあらたにつくるといったことではなく「暗きよ排水」「切り土」「土壤改良」に力点をおくところに南郷農協の姿勢がうかがえる（「南郷町農業協同組合第29回通常総会決議」昭和52年4月1日 25頁）。
- (21) 南郷町農業協同組合『南郷町農業の基本構想』（昭和45年12月）は、機械化の原則について次のように述べている。「労働力のフル活用と土地の高度利用の立場に立って機械化を進めることが必要である。よくいわれているように、農業経営の近代化を

目的として、機械化をするという考え方は正しいといえない。要するに労働力と土地利用に矛盾しないように機械化を進めることである。——稻作農業については、中型トラクターを基調とした体系ということになっている。そして機械の所有は個人有または共同有ということが原則であって農協有の形をとらないのが妥当だと思われる。——要するに機械化によって農家の経営者としての主体性を失わないようすること。過剰投資をさけること。急速に過剰労働力を作らないようにすることが大切である。」
(2) 「南郷町農業協同組合第29回通常総会決議」(昭和52年4月1日) 25頁。

- (23) 千野陽一「現在の農業後継者教育とその問題点」
協同組合研究会『協同組合教育の原則』 9頁。
- (24) 藤岡貞彦「社会教育内容編成の視点」藤岡貞彦前
掲書 188頁。
- (25) 細谷昂「農民意識と農村社会の変革」蓮見音彦編
前掲書 216頁。

付記 本稿の下書きは、「序」、「第一節」、「第三節」、「暫定的なまとめとして」の部分が横山によって、「第二節」が武田によって書かれている。論文全体の構成にかんする検討、および、必要な補足、訂正は、横山によっておこなわれた。

The Rice Growing Agriculture and the Education for Young People —The Foundation of the School for the Members of Agricultural Cooperation in Nango Town—

Satoshi YOKOYAMA and Kyōji TAKEDA

In this article we attempt to make the research on the process of the foundation of the school for members of Agricultural cooperation in Nango town.

Analysis of this school was done by the following frame of reference. Educational actions in a agricultural region can be clarified only by relations to realistic actions and organizations in the agricultural production. And these actions develop through the contradiction existing within these actions.

This article contains the following chapters.

Preface

1. The accumulation of the educational actions in the region
2. The purpose of the education in this school and the realistic basis of its purpose
3. The contents, methods and organization in this school

The provisional conclusion